



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（行政管理課） 2
- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） 2
- 沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則（総合情報政策課） 3
- 沖縄県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（環境政策課） 3
- 沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（高齢者福祉介護課） 5
- 沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 12
- 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 12
- 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 12
- 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 13
- 沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 13
- 沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 14
- 沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 15
- 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 16
- 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 19
- 沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則（高齢者福祉介護課） 21
- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課） 21
- 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課） 22
- 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課） 25
- 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課） 25
- 沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（医療政策課） 31
- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則（衛生業務課） 32

- 国民健康保険法施行条例施行規則（国民健康保険課）……………33
- 沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則（国民健康保険課）……………34
- 沖縄県の契約に関する条例施行規則（労働政策課）……………40
- 告 示**
- 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数（国民健康保険課）……………41
- 選挙管理委員会事項**
- 沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示……………42

規 則

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第24号

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年沖縄県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条の表2の項中「第2条の表30の項」を「第2条の表31の項」に改め、同表3の項中「第2条の表31の項」を「第2条の表32の項」に改め、同表4の項中「第2条の表40の項」を「第2条の表39の項」に改め、同表5の項中「第2条の表41の項」を「第2条の表40の項」に改め、同表6の項中「第2条の表56の項」を「第2条の表55の項」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「第2条の表48の項」を「第2条の表47の項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第25号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中第45号の14を第45号の17とし、第45号の10から第45号の13までを3号ずつ繰り下げ、第45号の9の次に次の3号を加える。

- 45の10 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認申請手数料
 - 45の11 汚染土壌処理業者である法人の合併又は分割の承認申請手数料
 - 45の12 汚染土壌処理業の相続の承認申請手数料
- 別表第1項第47号の5の次に次の2号を加える。
- 47の6 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請手数料
 - 47の7 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定の変更認定申請手数料

別表第1項第153号の13を削る。

別表第33項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第16号までを2号ずつ繰り上げ、第17号を削り、第18号を第15号とし、第19号から第21号までを3号ずつ繰り上げ、第22号を削り、第23号を第21号とし、同号の前に次の2号を加える。

- 19 介護医療院開設許可申請手数料

20 介護医療院開設許可更新申請手数料

別表第33項中第24号を第22号とし、第25号を第23号とし、同項に次の1号を加える。

24 指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第26号

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年沖縄県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第20条を削り、第19条を第20条とし、第9条から第18条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条中「別表第1の8の項」を「別表第1の9の項」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「別表第1の7の項」を「別表第1の8の項」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「別表第1の6の項」を「別表第1の7の項」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「別表第1の5の項」を「別表第1の6の項」に改め、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

第5条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、ウイルス性肝炎の患者に対する治療のための医療費の助成の申請の受理、当該申請に係る事実についての審査又は当該申請に対する応答に関する事務とする。

第21条中「別表第3の5の項」を「別表第3の4の項」に改める。

第22条中「別表第3の6の項」を「別表第3の5の項」に改める。

第23条中「別表第3の7の項」を「別表第3の6の項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第27号

沖縄県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県環境影響評価条例施行規則（平成13年沖縄県規則第87号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項(4)中「屋外ヘリポート」を「屋上に設置するもの又は救急活動若しくは病虫害駆除の目的で設置するもの」に改め、同表7の項中「30ヘクタール」を「20ヘクタール」に、「15ヘクタール」を「10ヘクタール」に改め、同表9の項中「30ヘクタール」を「20ヘクタール」に、「15ヘクタール」を「10ヘクタール」に改め、同表10の項中「30ヘクタール」を「20ヘクタール」に、「15ヘクタール」を「10ヘクタール」に改め、同表12の項(1)中「土地の形状の変更に係る」を「施行区域の」に改め、同項(2)中「土地の形状の変更に係る」を「施行区域となる部分の」に改め、同項(3)中「土地の形状の変更に係る」を「施行区域の」に改め、同項(4)中「土地の形状の変更に係る」を「施行区域となる部分の」に改め、同項(5)中「の用に供するための土地の形状の変更に係る」を「に係る施行区域の」に改め、同項(6)中「の用に供するための土地の形状の変更に係る」を「によって新たに施行区域となる部分の」に改め、同項(7)中「防火施設及び養魚施設」を「防火施設、自然再生施設及び養魚施設」に、「土地の形状の変更に係る」を「施行区域の」に改め、同項(8)中「土地の形状の変更に係る」を「施行区域となる部分の」に改め、同表13の項(4)中「50トン」を「50キロリットル」に、「25トン」を「25キロリットル」に改め、同項(6)中「変更後の埋立処分場所の面積が10ヘクタール以上である」を「埋立処分場所の面積が10ヘクタール以上増加する」に、「変更後の

埋立処分場所の面積が5ヘクタール以上である」を「埋立処分場所の面積が5ヘクタール以上増加する」に改め、同表17の項中「又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条に規定する砂利（以下これらを「土石」という。）」を「（以下これらを「土石」という。）又は砂利採取法（昭和43年法律第74号）第2条に規定する砂利」に、「土石の採取」を「土石又は砂利の採取」に改める。

別表第2中

25 別表第1の20の項に該当する対象事業	養殖場の区域の位置	新たに養殖場の区域となる部分の面積が修正前の養殖場の区域の面積の20パーセント以上増加しないこと。
-----------------------	-----------	---

を

25 別表第1の20の項に該当する対象事業	養殖場の区域の位置	新たに養殖場の区域となる部分の面積が修正前の養殖場の区域の面積の20パーセント以上増加しないこと。
26 条例第2条第2項第3号に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の20パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
27 条例第2条第2項第4号に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修正前の施行区域の面積の20パーセント未満であり、かつ、7ヘクタール未満であること。

に改める。

別表第3中

25 別表第1の20の項に該当する対象事業	養殖場の区域の位置	新たに養殖場の区域となる部分の面積が変更前の養殖場の区域の面積の20パーセント以上増加しないこと。
-----------------------	-----------	---

を

25 別表第1の20の項に該当する対象事業	養殖場の区域の位置	新たに養殖場の区域となる部分の面積が変更前の養殖場の区域の面積の20パーセント以上増加しないこと。
26 条例第2条第2項第3号に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の20パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール未満であること。
27 条例第2条第2項第4号に該当する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変更前の施行区域の面積の20パーセント未満であり、かつ、7ヘクタール未満であること。

に改める。

第1号様式から第4号様式までの規定中「には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる配慮書対象事業の種類を」を「は、沖縄県環境影響評価条例第2条第2項第1号及び第2号に掲げる配慮書対象事業にあっては同表に掲げる配慮書対象事業の種類を、同項第3号及び第4号に掲げる配慮書対象事業にあっては土地の造成を伴う事業と」に改める。

第5号様式から第19号様式までの規定中「には、沖縄県環境影響評価条例別表に掲げる対象事業の種類を」を「は、沖縄県環境影響評価条例第2条第2項第1号及び第2号に掲げる対象事業にあっては同表に掲げる対象事業の種類を、同項第3号及び第4号に掲げる対象事業にあっては土地の造成を伴う事業と」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年10月1日から施行する。ただし、別表第1の5の項、同表13の項及び同表17の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行により新たに沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号又は第2号に掲げる事業（以下「規模要件変更事業」という。）に係る事業者となるべき者は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前において条例第3章から第5章までの規定の例による環境影響評価その他の手続を行うことができる。
- 3 前項の規定により行われた手続は、条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。
- 4 この規則の施行により規模要件変更事業に該当することとなる事業であって、次に掲げるもの（施行日以後にその内容を変更せず、又は事業規模の縮小その他の変更としてこの規則による改正後の沖縄県環境影響評価条例施行規則（以下「新規則」という。）第49条第1項で規定する軽微な変更のみをして実施されるものに限る。）については、条例第3章から第12章までの規定は、適用しない。
 - (1) 施行日前に条例第31条に規定する許認可等が与えられ、又は同条に規定する特定届出がなされた事業
 - (2) 施行日前に補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項第1号の補助金若しくは同項第2号の負担金の交付の決定がなされた事業又は県が交付する補助金若しくは負担金の交付の決定がなされた事業
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、施行日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定による公告が行われた事業
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、施行日から起算して6月を経過する日までに実施されるもの
- 5 前項各号に掲げる事業に該当する事業であって、施行日以後の内容の変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）により規模要件変更事業に該当するものとして実施されるものについては、条例第3章から第12章までの規定は、適用しない。

（改正条例附則第4項の規則で定める軽微な変更等）
- 6 新規則第49条第1項の規定は、沖縄県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第10号。次項において「改正条例」という。）附則第4項の規則で定める軽微な変更について準用する。この場合において、新規則第49条第1項中「対象事業」とあるのは「事業」と読み替えるものとする。

（改正条例附則第5項の規則で定める条件）
- 7 改正条例附則第5項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であることとする。

沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第28号

沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年沖縄県条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(従業者の配置の基準)

第3条 条例第4条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 薬剤師 常勤換算方法（当該介護医療院において、当該従業者のそれぞれの勤務延時間数の総数を常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下この条において同じ。）で、Ⅰ型入所者の数を150で除した数に、Ⅱ型入所者の数を300で除した数を加えて得た数以上
- (2) 看護職員 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数以上
- (3) 介護職員 常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を5で除した数に、Ⅱ型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上

- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適當数
- (5) 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。)
- (7) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適當数
- (8) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適當数
- 2 前項の入所者の数は、前年度の平均数を用いるものとする。ただし、新たに介護医療院の許可を受ける場合においては、推定数によるものとする。
- 3 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第1項第6号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護医療院の他の職務に従事することができるものとする。
- 5 第1項第6号の介護支援専門員は、医療機関併設型介護医療院(病院又は診療所に併設され、入所者の療養生活の支援を目的とする介護医療院をいう。以下この項及び次項において同じ。)に従事する場合において、当該医療機関併設型介護医療院の入所者の処遇に支障がないときは、当該医療機関併設型介護医療院に併設される病院又は診療所の職務に従事することができる。
- 6 第1項第1号、第3号、第4号及び第6号の規定にかかわらず、併設型小規模介護医療院(医療機関併設型介護医療院のうち、入所定員が19人以下のものをいう。以下この項において同じ。)の薬剤師、介護職員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員の員数の基準は、次のとおりとする。
- (1) 薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、併設される医療機関が病院の場合にあっては当該病院の医師、薬剤師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士により、併設される医療機関が診療所の場合にあっては当該診療所の医師により当該併設型小規模介護医療院の入所者の処遇が適切に行われると認められるときには、置かないことができること。
- (2) 介護職員は、常勤換算方法で、当該併設型小規模介護医療院の入所者の数を6で除した数以上とすること。
- (3) 介護支援専門員は、当該併設型小規模介護医療院の実情に応じた適當数とすること。
- (施設の基準)
- 第4条** 条例第5条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 談話室 入所者同士や入所者とその家族が談話を楽しめる広さを有すること。
- (2) 食堂 内法による測定で、入所者1人当たり1平方メートル以上の面積を有すること。
- (3) 浴室
- ア 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。
- イ 一般浴槽とともに、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。
- (4) レクリエーション・ルーム レクリエーションを行うために十分な広さを有し、必要な設備を備えること。
- (5) 洗面所 身体の不自由な者の利用に適したものとすること。
- (6) 便所 身体の不自由な者の利用に適したものとすること。
- (構造設備の基準)
- 第5条** 条例第6条第1項ただし書に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての介護医療院の建物とする。
- (1) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設(以下この条及び第17条において「療養室等」という。)を2階及び地階のいずれにも設けないこと。
- (2) 療養室等を2階又は地階に設ける場合においては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
- ア 当該介護医療院の所在地を管轄する消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。第17条第1項において同じ。)又は消防署長と相談の上、条例第32条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。
- イ 条例第32条第1項に規定する訓練は、アに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

- ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。
- 2 条例第6条第2項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物とする。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃材料の使用、調理室等の火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制の整備により、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うための幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難を可能とする構造であつて、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 条例第6条第3項に規定する規則で定める構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
 - (2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項又は第2項に規定する避難階段をいう。以下この条及び第17条において同じ。）を2以上設けること。ただし、前号の直通階段が屋内の避難階段に該当する場合は、当該直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
 - (3) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下（廊下の両側に療養室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。以下同じ。）においては、2.7メートル以上）とすること。
 - (4) 廊下及び階段には手すりを設け、廊下には常夜灯を設けること。
 - (5) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。
 - (6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- （電磁的方法による手続）
- 第6条** 条例第7条ただし書に規定する規則で定める場合は、入所申込者又はその家族からの申出があつた場合とする。
- 2 条例第7条ただし書に規定する規則で定める方法は、電子情報処理組織（介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）であつて次に掲げる方法により提供する方法とする。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げる方法
 - ア 電磁的記録を介護医療院の使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
 - イ 介護医療院の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された電磁的記録を電気通信回線を通じて入所者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該電磁的記録を記録する方法
 - (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに電磁的記録を記録したものを交付する方法
- 3 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルに記録された事項を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 介護医療院は、第2項の方法による提供をしようとするときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、当該方法による提供について、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち介護医療院が使用する方法
 - (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の承諾を得た介護医療院は、当該承諾を得た後であっても、当該入所申込者又はその家族から、文書又は電磁的方法により、第2項の方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該入所申込者又はその家族に対し、条例第7条の重要事項を文書を交付する方法により明示しなければならない。
- （利用料等の内容）

第7条 条例第14条第3項に規定する規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。この場合において、第1号から第4号までに定める費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）によるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
- (2) 居住に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該介護医療院に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成12年厚生省告示第123号）により入所者が選定する特別な療養室の提供に伴い必要となる費用
- (4) 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等により入所者が選定する特別な食事の提供に伴い必要となる費用
- (5) 理美容に要する費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、介護医療院サービスとして提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第14条第4項に規定する規則で定める費用は、前項第1号から第4号までに掲げる費用とする。
（身体的拘束等の適正化）

第8条 条例第16条第6項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
（モニタリング等）

第9条 条例第17条第9項に規定する実施状況の把握（第2号において「モニタリング」という。）は、同条第10項の規定により、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 定期的に入所者に面接すること。
- (2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

2 条例第17条第11項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合
- (2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
（診療の方針）

第10条 条例第18条第5号に規定する規則で定める療法等は、厚生労働大臣が定める療法等（平成12年厚生省告示第124号）に定める療法等とする。

2 条例第18条第6号の規則で定める医薬品は、指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品（平成12年厚生省告示第125号）に定める医薬品とする。
（管理者の兼務）

第11条 条例第26条ただし書に規定する規則で定める職務は、当該介護医療院と同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。）若しくはサテライト型居住施設（同令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務とする。

（計画担当介護支援専門員の業務）

第12条 条例第28条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 入所申込者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営

むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録すること。

- (3) 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (4) 条例第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (5) 条例第40条第2項に規定する事故の状況及び処置について記録すること。

(衛生管理等)

第13条 条例第33条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年厚生労働省告示第268号）に沿った対応を行うこと。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第14条 条例第40条第1項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他必要な事項が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が適切に報告され、かつ、当該事実の分析による改善策を、従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(記録の整備)

第15条 条例第42条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 条例第12条第4項に規定する居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての協議の内容等の記録
- (3) 条例第13条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 条例第16条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 条例第25条に規定する市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (7) 条例第40条第2項に規定する事故の状況及び処置についての記録

(ユニット型介護医療院の施設の基準)

第16条 条例第45条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ユニット（療養室を除く。）

ア 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

イ 洗面設備 各療養室又は各共同生活室に相当数設け、身体の不自由な者の使用に適したものとすること。

ウ 便所 各療養室又は各共同生活室に相当数設けること。

- (2) 浴室

ア 身体の不自由な者の入浴に適したものとすること。

イ 一般浴槽とともに、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した特別浴槽を設けること。

(ユニット型介護医療院の構造設備の基準)

第17条 条例第46条第1項ただし書に規定する規則で定める建物は、次の各号のいずれかの要件を満たす2

階建て又は平屋建てのユニット型介護医療院の建物とする。

(1) 療養室等を2階及び地階のいずれにも設けないこと。

(2) 療養室等を2階又は地階に設ける場合においては、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型介護医療院の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、条例第54条において準用する条例第32条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 条例第54条において準用する条例第32条第1項に規定する訓練は、アに規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 条例第46条第2項の規則で定める要件については、第5条第2項の規定を準用する。

3 条例第46条第3項に規定する規則で定める構造設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。

(2) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。ただし、前号の直通階段が屋内の避難階段に該当する場合は、当該直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。

(3) 廊下の幅は、1.8メートル以上（中廊下においては、2.7メートル以上）とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル以上（中廊下においては、1.8メートル以上）とすることができる。

(4) 廊下及び階段には手すりを設け、廊下には常夜灯を設けること。

(5) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(6) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

（ユニット型介護医療院の身体的拘束等の適正化）

第18条 条例第47条第8項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（ユニット型介護医療院の勤務体制の確保等）

第19条 条例第52条第2項の規則で定める従業者の配置は、次に掲げる配置とする。

(1) 昼間は、各ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(2) 夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

(3) 各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

（準用）

第20条 第6条、第7条及び第9条から第15条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第6条第1項及び第2項中「条例第7条ただし書」とあるのは「条例第54条において準用する条例第7条ただし書」と、同条第5項中「条例第7条」とあるのは「条例第54条において準用する条例第7条」と、第7条第1項中「条例第14条第3項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第14条第3項」と、同条第2項中「条例第14条第4項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第14条第4項」と、第9条第1項中「条例第17条第9項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第17条第9項」と、「同条第10項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第17条第10項」と、同条第2項中「条例第17条第11項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第17条第11項」と、第10条第1項中「条例第18条第5号」とあるのは「条例第54条において準用する条例第18条第5号」と、同条第2項中「条例第18条第6号」とあるのは「条例第54条において準用する条例第18条第6号」と、第11条中「条例第26条ただし書」とあるのは「条例第54条において準用する条例第26条ただし書」と、第12条中「条例第28条」とあるのは「条例第54条において準用する条例第28条」と、同条第4号中「条例第38条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第38条第2項」と、同条第5号中「条例第40条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第40条第2項」と、第13条中「条例第33条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第33条第2項」と、第14条中「条例第40条第1項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第40条第1項」とあるの

は「条例第54条において準用する条例第40条第1項」と、第15条中「条例第42条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第42条第2項」と、同条第2号中「条例第12条第4項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第12条第4項」と、同条第3号中「条例第13条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第13条第2項」と、同条第4号中「条例第16条第5項」とあるのは「条例第47条第7項」と、同条第5号中「条例第25条」とあるのは「条例第54条において準用する条例第25条」と、同条第6号中「条例第38条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第38条第2項」と、同条第7号中「条例第40条第2項」とあるのは「条例第54条において準用する条例第40条第2項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って介護医療院を開設しようとする場合における当該転換に係る建物については、第5条第1項第1号及び第17条第1項第1号の規定は、適用しない。
- 3 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設しようとする場合における当該転換に係る屋内の直通階段及びエレベーターの第5条第3項第1号及び第17条第3項第1号の規定の適用については、第5条第3項第1号及び第17条第3項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 4 療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設しようとする場合における当該転換に係る療養室に隣接する廊下の幅については、第5条第3項第3号及び第17条第3項第3号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下の場合においては、1.6メートル以上）とする。
- 5 平成18年7月1日から平成30年3月31日までの間に、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の転換を行って介護老人保健施設（以下「介護療養型老人保健施設」という。）を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設しようとする場合における当該介護医療院の建物については、第5条第1項第1号及び第17条第1項第1号の規定は、適用しない。
- 6 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設しようとする場合における当該介護医療院の屋内の直通階段及びエレベーターの第5条第3項第1号及び第17条第3項第1号の規定の適用については、第5条第3項第1号及び第17条第3項第1号中「屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること」とあるのは「屋内の直通階段を2以上設けること。ただし、エレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ50平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料で造られている建築物にあっては、100平方メートル）以下のものについては、屋内の直通階段を1とすることができる」とする。
- 7 介護療養型老人保健施設を開設した場合であって、平成36年3月31日までの間に当該介護療養型老人保健施設の全部又は一部を廃止するとともに、介護医療院を開設しようとする場合における当該介護医療院の療養室に隣接する廊下の幅については、第5条第3項第3号及び第17条第3項第3号の規定にかかわらず、1.2メートル以上（中廊下の場合においては、1.6メートル以上）とする。

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第29号

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県介護支援専門員資格登録申請等手数料条例施行規則（平成22年沖縄県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号から第3号までの規定中「別表13の項」を「別表11の項」に改め、同条第4号及び第5号中「別表14の項」を「別表12の項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第30号

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第11項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1号を加える。

(身体的拘束等の適正化)

第6条 条例第17条第6項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第31号

沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

(職員の専従)

第3条 条例第7条ただし書の規則で定める職員は、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（条例第41条第2項（条例第53条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム

(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員とする。

第6条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化)

第6条の2 条例第16条第6項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第9条の次に次の1条を加える。

(ユニット型特別養護老人ホームの身体的拘束等の適正化)

第9条の2 条例第37条第8項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第12条第8項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者

附則第3項から第5項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第32号

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第11項中「に定める」を「で定める」に改め、同項第1号中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化)

第7条 条例第18条第5項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第33号

沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「を除く」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「及びユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合又は指定介護老人福祉施設及び」を「にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（条例第52条第2項の規定により配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設に」に改め、「をいう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「介護職員及び看護職員（条例第52条第2項）」を「指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービス基準第167条第2項）」に改める。

第5条第4項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「第7条」を「第7条ただし書」に改め、「、入所申込者又はその家族の希望に基づき」を削り、「。以下」の次に「この項において」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第7条ただし書に規定する規則で定める場合は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合とする。

第6条の次に次の1項を加える。

（身体的拘束等の適正化）

第6条の2 条例第16条第6項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第7条第1項中「以下」を「第2号において」に改める。

第13条の次に次の1項を加える。

（ユニット型指定介護老人福祉施設の身体的拘束等の適正化）

第13条の2 条例第47条第8項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第15条中「第5条から」を「第5条、第6条及び7条から」に、「第5条中「条例第7条」とあるのは「条例第54条において準用する条例第7条」とを「第5条第1項及び第2項中「条例第7条ただし書」とあるのは「条例第54条において準用する条例第7条」とに改める。

附則第3項から第5項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第34号

沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「を除く」の次に「。以下この項において同じ」を加え、「及びユニット型介護老人保健施設を併設する場合」を「にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設」に改め、同条第6項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

第3条第7項第1号中「病院又は診療所」を「介護医療院又は病院若しくは診療所」に改める。

第6条第4項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「第7条」を「第7条ただし書」に改め、「、入所申込者又はその家族の希望に基づき」を削り、「。以下」の次に「この項において」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第7条ただし書に規定する規則で定める場合は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化)

第7条の2 条例第16条第6項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第8条第1項中「以下」を「第2号において」に改める。

第9条第2項中「指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」を「指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」に改める。

第16条第1項第2号中「場合」の次に「においては」を加え、同号ア中「協議」を「相談」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(ユニット型介護老人保健施設の身体的拘束等の適正化)

第16条の2 条例第47条第8項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第18条中「第6条から」を「第6条、第7条及び第8条から」に、「第6条中「条例第7条」とあるのは「条例第54条において準用する条例第7条」とを「第6条第1項及び第2項中「条例第7条ただし書」とあるのは「条例第54条において準用する条例第7条ただし書」と、同条第5項中「条例第7条」とあるのは「条例第54条において準用する条例第7条」と」に改める。

附則第3項から第6項までの規定中「平成30年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第35号

沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「第7条」を「第7条ただし書」に改め、「、患者又はその家族の希望に基づき」を削り、「。以下」の次に「この条において」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第7条ただし書に規定する規則で定める場合は、患者又はその家族からの申出があった場合とする。

第7条第1項第1号及び第2号中「第51条の2第1項」を「第51条の3第1項」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の適正化）

第7条の2 条例第16条第6項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第8条第1項中「以下」を「第2号において」に改める。

第9条第2項中「指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」を「指定短期入所療養介護事業所、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院並びに指定介護予防短期入所療養介護事業所の医師の使用医薬品」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（ユニット型指定介護療養型医療施設の身体的拘束等の適正化）

第15条の2 条例第45条第8項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第17条中「第6条から」を「第6条、第7条及び第8条から」に、「第6条中「条例第7条」とあるのは「条例第52条において準用する条例第7条」とを「第6条第1項及び第2項中「条例第7条ただし書」とあるのは「条例第52条において準用する条例第7条ただし書」と、同条第5項中「条例第7条」とあるのは「条例第52条において準用する条例第7条」と」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第36号

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第50号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第25条の2」に改める。

第7条中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第8条の次に次の2条を加える。

(共生型訪問介護の基準)

第8条の2 条例第42条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第6条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス基準条例第5条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第8条の3 第3条（第1項を除く。）及び第4条から第8条までの規定は、共生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第3条第2項中「利用者（）」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る障害福祉サービスの利用者をいい、）」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第5章中第26条の前に次の1条を加える。

(従業者の配置の基準)

第25条の2 条例第81条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる指定訪問リハビリテーション従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第29条第1号イ中「、看護職員（条例第90条に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第3号を削る。

第37条の次に次の2条を加える。

(共生型通所介護の基準)

第37条の2 条例第114条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第143条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準条例第153条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス基準条例第79条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第37条の3 第5条、第34条、第36条及び第37条の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第37条第2号中「条例第113条において準用する条例第20条第2項」とあるのは「条例第20条第2項」と、同条第3号中「条例第113条において準用する条例第27条」とあるのは「条例第27条」と

と、同条第4号中「条例第113条において準用する条例第38条第2項」とあるのは「条例第38条第2項」と読み替えるものとする。

第60条第2項中「(沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年沖縄県条例第68号)第5条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。)」を削る。

第71条の次に次の1条を加える。

(共生型短期入所生活介護の基準)

第71条の2 条例第181条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第72条の前に次の見出し及び1条を加える。

(準用)

第71条の3 第54条、第57条において準用する第5条及び第58条から第61条までの規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第61条第2号中「条例第168条において準用する条例第20条第2項」とあるのは「条例第20条第2項」と、同条第4号中「条例第168条において準用する条例第27条」とあるのは「条例第27条」と、同条第5号中「条例第168条において準用する条例第38条第2項」とあるのは「条例第38条第2項」と、同条第6号中「条例第168条において準用する条例第40条第2項」とあるのは「条例第40条第2項」と読み替えるものとする。

第72条の見出しを削り、同条中「静養室等」との次に「、第61条第2号中「条例第168条において準用する条例第20条第2項」とあるのは「条例第20条第2項」と、同条第4号中「条例第168条において準用する条例第27条」とあるのは「条例第27条」と、同条第5号中「条例第168条において準用する条例第38条第2項」とあるのは「条例第38条第2項」と、同条第6号中「条例第168条において準用する条例第40条第2項」とあるのは「条例第40条第2項」と」を加える。

第73条に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

第74条第1号中「(沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第83号)第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)」を削り、同条第2号中「(沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第84号)第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)」を削り、同条第4号イ中「食堂及び」を削り、同条に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものを除く。)を有すること。

第77条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第80条に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有すること。

第83条に次の1号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数
- 第85条第8項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。
- 第89条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化)

第89条の2 条例第226条第6項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附則に次の2項を加える。

18 第85条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

19 第91条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(看護職員が行う指定居宅療養管理指導に係る経過措置)

2 この規則の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービスを行っている事業所において行われるこの規則による改正前の沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下この項において「旧指定居宅サービス等基準条例施行規則」という。）第29条に規定する指定居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、旧指定居宅サービス等基準条例施行規則第29条の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第37号

沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第51号）の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第25条の2」に改める。

第5章中第26条の前に次の1条を加える。

(従業者の配置の基準)

第25条の2 条例第80条第1項に規定する規則で定める員数は、次の各号に掲げる指定介護予防訪問リハビリテーション従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

第29条第1号イ中「、看護職員（条例第88条に規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同条第3号を削る。

第62条の次に次の2条を加える。

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第62条の2 条例第165条の2の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第62条の3 第48条、第51条において準用する第14条の2及び第52条から第55条までの規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第55条第2号中「条例第143条において準用する条例第51条の13第2項」とあるのは「条例第51条の13第2項」と、同条第4号中「条例第143条において準用する条例第52条の3」とあるのは「条例第52条の3」と、同条第5号中「条例第143条において準用する条例第55条の8第2項」とあるのは「条例第55条の8第2項」と、同条第6号中「条例第143条において準用する条例第55条の10第2項」とあるのは「条例第55条の10第2項」と読み替えるものとする。

第68条第1号から第3号までの規定中「とすること。」を削り、同条第4号中「であり」を「であること」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上

第69条第1号中「(沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第83号)第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。)」及び「とすること」を削り、同条第2号中「(沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第84号)第41条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)」及び「とすること」を削り、同条第3号中「とすること」を削り、同条第4号イ中「食堂及び」を削り、同条に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものを除く。)を有すること。

第71条に次の1号を加える。

- (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第75条各号中「とすること」を削り、同条に次の1号を加える。

- (5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を有すること。

第78条に次の1号を加える。

- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者の数

第80条第8項中「のうち1人以上、及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうちそれぞれ」に改める。

第84条の次に次の1条を加える。

(身体的拘束等の適正化)

第84条の2 条例第212条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

附則に次の2項を加える。

- 16 第80条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。
- 17 第86条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
（看護職員が行う指定介護予防居宅療養管理指導に係る経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われるこの規則による改正前の沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下この項において「旧介護予防サービス等基準条例施行規則」という。）第29条に規定する介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、旧介護予防サービス等基準条例施行規則第29条の規定は、平成30年9月30日までの間、なおその効力を有する。

沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第38号

沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則を廃止する規則

沖縄県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成26年沖縄県規則第75号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第39号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第52号）の一部を次のように改正する。

第23条第3号及び第26条第3号中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第40号

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号及び第3項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第4項第2号中「看護師」を「看護職員」に改め、同条第6項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第4条第1項第3号ア中「看護師」を「看護職員」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（指定児童発達支援事業者が行う自己評価等の事項）

第6条の2 条例第27条第4項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

第10条の次に次の4条を加える。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第10条の2 条例第55条の2第1号の規則で定める基準は、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であることとする。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第10条の3 条例第55条の3第1号の規則で定める基準は、食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護又は指定地域密着型通所介護の利用者の数と共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であることとする。

2 条例第55条の3第2号の規則で定める基準は、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型児童発達支援を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であることとする。

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第10条の4 条例第55条の4第1号の規則で定める基準は、登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。）の数と共生型生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第95条の2に規定する共生型生活介護をいう。）、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第149条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第159条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模

多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第14条の2において同じ。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第14条の2において同じ。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（次項において「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、18人）以下とすることとする。

- 2 条例第55条の4第2号の規則で定める基準は、利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じて、それぞれ同表の右欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすることとする。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- 3 条例第55条の4第4号の規則で定める基準は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていることとする。

（共生型児童発達支援の事業への準用）

第10条の5 第6条から第10条までの規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第6条中「第24条第3項」とあるのは「第55条の5において準用する第24条第3項」と、第6条の2中「第27条第4項」とあるのは「第55条の5において準用する第27条第4項」と、第7条中「第28条第9項」とあるのは「第55条の5において準用する条例第28条第9項」と、第8条中「第29条」とあるのは「第55条の5において準用する条例第29条」と、同条第1号中「第30条」とあるのは「第55条の5において準用する条例第30条」と、第9条中「第34条ただし書」とあるのは「第55条の5において準用する条例第34条ただし書」と、第10条中「第55条第2項」とあるのは「第55条の5において準用する条例第55条第2項」と、同条第1号中「第22条第1項」とあるのは「第55条の5において準用する条例第22条第1項」と、同条第3号中「第36条」とあるのは「第55条の5において準用する条例第36条」と、同条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第55条の5において準用する条例第45条第2項」と、同条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第55条の5において準用する条例第51条第2項」と、同条第6号中「第53条第2項」とあるのは「第55条の5において準用する条例第53条第2項」と読み替えるものとする。

第11条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第12条中「条例第24条第3項」との次に「、第6条の2中「第27条第4項」とあるのは「第59条において準用する第27条第4項」とを、「条例第29条」との次に「、同条第1号中「第30条」とあるのは「第59条において準用する条例第30条」とを加える。

第14条第1項中「面積が、」を「面積が」に改める。

第14条の2第1号中「（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）」を「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」の次に「又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を加える。

第15条第1項第4号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第17条中「条例第29条」との次に「、同条第1号中「第30条」とあるのは「第71条において準用する条例第30条」とを加え、「第1項あるのは」を「第1項」とあるのはに改め、「条例第22条第1項」との次に「、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」とを加える。

第18条第3項第2号中「看護師」を「看護職員」に改める。

第18条の2を削る。

第19条中「第7条」を「第6条の2、第7条」に改め、「この場合において」の次に「、第6条の2中「第27条第4項」とあるのは「第78条において準用する第27条第4項」とを、「条例第29条」との次に「、同条第1号中「第30条」とあるのは「第78条において準用する条例第30条」とを加え、「第1項あるのは」を「第1項」とあるのはに改め、「条例第22条第1項」との次に「、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」とを加え、同条の次に次の1条を加える。

(共生型放課後等デイサービスの事業への準用)

第19条の2 第6条の2、第7条、第8条及び第10条の規定は、共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第6条の2中「第27条第4項」とあるのは「第78条の2において準用する第27条第4項」と、第7条中「第28条第9項」とあるのは「第78条の2において準用する条例第28条第9項」と、第8条中「第29条」とあるのは「第78条の2において準用する条例第29条」と、同条第1号中「第30条」とあるのは「第78条の2において準用する条例第30条」と、第10条中「第55条第2項」とあるのは「第78条の2において準用する条例第55条第2項」と、同条第1号中「第22条第1項」とあるのは「第78条の2において準用する条例第22条第1項」と、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同条第3号中「第36条」とあるのは「第78条の2において準用する条例第36条」と、同条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第78条の2において準用する条例第45条第2項」と、同条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第78条の2において準用する条例第51条第2項」と、同条第6号中「第53条第2項」とあるのは「第78条の2において準用する条例第53条第2項」と読み替えるものとする。

第21条中「第7条」を「第6条の2、第7条」に、「、第13条から第14条の2まで及び第18条の2」を「及び第13条から第14条の2まで」に改め、「この場合において」の次に「、第6条の2中「第27条第4項」とあるのは「第81条において準用する第27条第4項」とを、「条例第29条」との次に「、同条第1号中「第30条」とあるのは「第81条において準用する条例第30条」とを加え、「第1項あるのは」を「第1項」とあるのはに改め、「、第18条の2中「第77条の2第3項」とあるのは「第81条において準用する条例第77条の2第3項」とを削り、同条の次に次の3条を加える。

(指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者の配置の基準)

第21条の2 条例第81条の3第1項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
- (2) 児童発達支援管理責任者 1以上

2 前項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(指定居宅訪問型児童発達支援事業者が支払を受ける通所利用者負担額)

第21条の3 条例第81条の7第3項の規則で定める費用は、通常の事業の実施地域以外における指定居宅訪問型児童発達支援の提供に要した交通費とする。

(指定居宅訪問型児童発達支援の事業への準用)

第21条の4 第7条、第8条及び第10条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第7条中「第28条第9項」とあるのは「第81条の9において準用する条例第28条第9項」と、第8条中「第29条」とあるのは「第81条の9において準用する条例第29条」と、同条第1号中「第30条」とあるのは「第81条の9において準用する条例第30条」と、第10条中「第55条第2項」とあるのは「第81条の9において準用する条例第55条第2項」と、同条第1号中「第22条第1項」とあるのは「第81条の9において準用する条例第22条第1項」と、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と、同条第3号中「第36条」とあるのは「第81条の9において準用する条例第36条」と、同条第4号中「第45条第2項」とあるのは「第81条の9において準用する条例第45条第2項」と、同条第5号中「第51条第2項」とあるのは「第81条の9において準用する条例第51条第2項」と、同条第6号中「第53条第2項」とあるのは「第81条の9において準用する条例第53条第2項」と読み

替えるものとする。

第22条及び第23条を次のように改める。

第22条及び第23条 削除

第24条中「条例第29条」との次に「、同条第1号中「第30条」とあるのは「第89条において準用する条例第30条」とを加え、「第1項あるのは」を「第1項」とあるのは」に改め、「条例第22条第1項」との次に「、同条第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」とを加える。

第25条中「第18条第1項から第4項まで並びに第22条第1項」を「第18条第1項から第4項まで並びに第21条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第41号

沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第42号

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第58号）の一部を次のように改正する。

目次中「第13章 共同生活援助（第56条—第58条の4）」を
第13章 就労定着支援（第55条の2—第55条の5）
第14章 自立生活援助（第55条の6—第55条の7）
第15章 共同生活援助（第56条—第58条の5）」に、「第14章」を「第16章」に、「第15章」を「第17章」に、「第16章」を「第18章」に改める。

第6条の次に次の3条を加える。

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第6条の2 条例第44条の2第1号の規則で定める基準は、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下この条及び次条において同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であることとする。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第6条の3 条例第44条の3第1号の規則で定める基準は、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介

護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であることとする。

(準用)

第6条の4 第3条第3項及び第4項並びに第5条の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第3条第3項中「第6項第2項」とあるのは「第44条の4において準用する条例第6条第2項」と、第5条中「第22条第3項」とあるのは「第44条の4において準用する条例第22条第3項」と読み替えるものとする。

第17条の次に次の4条を加える。

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第17条の2 条例第95条の2第1号の規則で定める基準は、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第5条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第72条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下この条において「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であることとする。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第17条の3 条例第95条の3第1号の規則で定める基準は、食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であることとする。

2 条例第95条の3第2号の規則で定める基準は、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であることとする。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第17条の4 条例第95条の4第1号の規則で定める基準は、登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第19条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、18人）以下とすることとする。

2 条例第95条の4第2号の規則で定める基準は、利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人）までの範囲内とすることとする。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

3 条例第95条の4第4号の規則で定める基準は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていることとする。

(準用)

第17条の5 第11条から第13条まで及び第16条の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条中「第60条第9項」とあるのは「第95条の5において準用する条例第60条第9項」と、第12条中「第61条」とあるのは「第95条の5において準用する条例第61条」と、第13条中「第77条第

2項」とあるのは「第95条の5において準用する条例第77条第2項」と、同条第1号中「第60条第1項」とあるのは「第95条の5において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第95条の5において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第95条の5において準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第95条の5において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「第78条」とあるのは「第95条の5」と読み替えるものとする。

第19条第1号中「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者を除く。第36条の2及び第43条の2において」に、「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下）を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。第36条の2及び第43条の2において）」に改め、同条第2号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第3号中「指定地域密着型サービス基準第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下」を「指定地域密着型介護予防サービス基準第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。第36条の2及び第43条の2において」に改める。

第23条の次に次の3条を加える。

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第23条の2 条例第110条の2第1号の規則で定める基準は、指定短期入所生活介護事業所等の居室の面積を、指定短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第147条に規定する指定短期入所生活介護をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第129条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。）（次項において「指定短期入所生活介護等」という。）の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であることとする。

2 条例第110条の2第2号の規則で定める基準は、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であることとする。

（共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第23条の3 条例第110条の3第1号の規則で定める基準は、当該個室以外の宿泊室の面積を、宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第63条第5項若しくは第171条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次項において同じ。）の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積がおおむね7.43平方メートル以上であることとする。

2 条例第110条の3第2号の規則で定める基準は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であることとする。

（準用）

第23条の4 第23条の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、第23条中「第105条第3項」とあるのは、「第110条の4において準用する条例第105条第3項」と読み替えるものとする。

第25条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第114条第2項のサービス提供責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第35条の次に次の3条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第35条の2 条例第149条の2第1号の規則で定める基準は、指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であることとする。

2 条例第149条の2第2号の規則で定める基準は、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であ

るとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であることとする。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第35条の3 条例第149条の3第1号の規則で定める基準は、登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすることとする。

2 条例第149条の3第2号の規則で定める基準は、利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすることとする。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

3 条例第149条の3第4号の規則で定める基準は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていることとする。

(準用)

第35条の4 第11条から第13条まで及び第34条の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第11条中「第60条第9項」とあるのは「第149条の4において準用する条例第60条第9項」と、第12条中「第61条」とあるのは「第149条の4において準用する条例第61条」と、第13条中「第77条第2項」とあるのは「第149条の4において準用する条例第77条第2項」と、同条第1号中「第60条第1項」とあるのは「第149条の4において準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第2号中「第55条第1項」とあるのは「第149条の4において準用する条例第20条第1項」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第149条の4において準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第149条の4において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「第78条」とあるのは「第149条の4」と、第34条中「第146条」とあるのは「第149条の4において準用する条例第146条」と読み替えるものとする。

第36条の2第1号中「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第2号中「、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、」を「次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては」に改める。

第42条の次に次の3条を加える。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第42条の2 条例第159条の2第1号の規則で定める基準は、指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であることとする。

2 条例第159条の2第2号の規則で定める基準は、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であることとする。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第42条の3 条例第159条の3第1号の規則で定める基準は、登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすることとする。

2 条例第159条の3第2号の規則で定める基準は、利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすることとする。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- 3 条例第159条の3第4号の規則で定める基準は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に規定する基準を満たしていることとする。

(準用)

第42条の4 第11条、第12条及び第40条から第41条までの規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第11条中「第60条第9項」とあるのは「第159条の4において準用する条例第60条第9項」と、第12条中「第61条」とあるのは「第159条の4において準用する条例第61条」と、第40条第1項中「第157条第3項」とあるのは「第159条の4において準用する条例第157条第3項」と、同条第2項中「第157条第4項」とあるのは「第159条の4において準用する条例第157条第4項」と、第40条の2中「第157条の2第1項及び第2項」とあるのは「第159条の4において準用する条例第157条の2第1項及び第2項」と、第41条中「第158条第2項」とあるのは「第159条の4において準用する条例第158条第2項」と、同条第1号中「第159条」とあるのは「第159条の4」と、同条第2号中「第156条第1項及び第2項」とあるのは「第159条の4において準用する条例第156条第1項及び第2項」と、同条第3号から第6号までの規定中「第159条」とあるのは「第159条の4」と読み替えるものとする。

第43条の2第2号中「、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、」を「次の表の左欄に掲げる登録定員の人数に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員の人数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては」に改める。

第16章を第18章とし、第15章を第17章とし、第14章を第16章とする。

第56条第1項第2号中「この号」を「この章」に改める。

第58条の4中「第201条の12」を「第201条の22」に改め、同条を第58条の7とする。

第58条の3を第58条の6とする。

第58条の2第1項中「第201条の4」を「第201条の14」に改め、同条を第58条の5とする。

第58条の次に次の3条を加える。

(従業者の配置の基準)

第58条の2 条例第201条の4の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び

深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（設備）

第58条の3 条例第201条の6第9項の規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 1の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (2) 1の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

（準用）

第58条の4 第11条、第13条、第40条の2、第57条の2及び第57条の3の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条中「第60条第9項」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する条例第60条第9項」と、第13条中「第77条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する条例第77条第2項」と、同条第1号中「第60条第1項」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する条例第60条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同条第3号中「第67条」とあるのは「第201条の11において準用する条例第90条」と、同条第4号中「第75条第2項」とあるのは「第201条の12において準用する条例第75条第2項」と、同条第5号及び第6号中「第78条」とあるのは「第201条の11」と、第40条の2中「第157条の2第1項及び第2項」とあるのは「第201条の11において読み替えて準用する条例第157条の2第1項及び第2項」と、第57条の2中「第198条の4第3項」とあるのは「第201条の11において準用する条例第198条の4第3項」と、第57条の3中「第198条の6」とあるのは「第201条の11において準用する条例第198条の6」と読み替えるものとする。

第13章を第15章とし、第12章の次に次の2章を加える。

第13章 就労定着支援

（従業者の配置の基準）

第55条の2 条例第194条の3の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

- (1) 就労定着支援員 指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 指定就労定着支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
 - 3 第1項第1号に規定する就労定着支援員及び同項第2号に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 4 第1項第2号に規定するサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- （サービス管理責任者の責務）

第55条の3 条例第194条の6の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その

者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(記録の整備)

第55条の4 条例第194条の11第2項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

(1) 条例第194条の12において準用する条例第20条第1項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項

(2) 条例第194条の12において読み替えて準用する条例第60条第1項に規定する就労定着支援計画

(3) 条例第194条の12において準用する条例第30条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 条例第194条の12において準用する条例第40条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 条例第194条の12において準用する条例第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(準用)

第55条の5 第11条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第11条中「第60条第9項」とあるのは、「第194条の12において準用する条例第60条第9項」と読み替えるものとする。

第14章 自立生活援助

(従業者の配置の基準)

第55条の6 条例第194条の14の規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上

(2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。

3 第1項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第55条の7 第5条、第11条、第55条の3及び第55条の4の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第5条中「第22条第3項」とあるのは「第194条の20において準用する条例第22条第3項」と、第11条中「第60条第9項」とあるのは「第194条の20において読み替えて準用する条例第60条第9項」と、第55条の3中「第194条の6」とあるのは「第194条の20において準用する条例第194条の6」と、第55条の4中「第194条の11第2項」とあるのは「第194条の20において準用する条例第194条の11第2項」と、同条第1号中「第194条の12」とあるのは「第194条の20」と、「就労定着支援」とあるのは「自立生活援助」と、同条第2号中「第194条の12」とあるのは「第194条の20」と、「就労定着支援」とあるのは「自立生活援助」と、同条第3号から第5号までの規定中「第194条の12」とあるのは「第194条の20」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第43号

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているもの」を削り、同条第2号中「、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であって、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるもの」を削る。

第4条第1項中「第6条」を「第5条」に改める。

第5条中「第7条」を「第6条」に改める。

第6条中「第8条」を「第7条」に改める。

第7条中「第9条」を「第8条」に改める。

附 則

この規則は、平成30年 4月 1日から施行する。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第44号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和47年沖縄県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「あつては、定款又は寄附行為の写し」を「あつては、定款の写し、寄附行為の写し又は登記事項証明書」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第2条第3項中「管理棟」を「管理棟」に、「あつては」を「あつては」に改める。

第6条第2項中「あつては」を「あつては」に改める。

第7条第1項中「別表第1第6号エ」を「別表第1第5号ウ」に、「別表第2第1項第4号エ」を「別表第2第1項第4号イ」に、「よつて」を「よつて」に改め、同条第2項中「別表第1第6号エ」を「別表第1第5号ウ」に、「よつて」を「よつて」に改める。

第1号様式中 「 氏名 ④ 」 を 「 氏名 ④ 年 月 日生 」 に、 「 法人にあつては、その名称、事務所所在地及び代表者氏名 」

「 ホテル 旅館 簡易宿所 下宿 」 を 「 旅館・ホテル 簡易宿所 下宿 」 に、

「あつては、定款又は寄附行為の写し」を「あつては、定款の写し、寄附行為の写し又は登記事項証明書」に改める。

第2号様式中「あつた」を「あつた」に、「下記のように」を「下記のとおり」に、「4 許可条件」を

「4 客室数

5 定員 に改める。

6 許可条件」

第3号様式及び第3号様式の2中「定款又は寄附行為の写し」を「定款の写し、寄附行為の写し又は登記事項証明書」に改める。

第4号様式中「あつては」を「あつては」に改める。

第6号様式及び第7号様式中「あつた」を「あつた」に改める。

第8号様式中「あつては」を「あつては」に改める。

第9号様式中「あつては」を「あつては」に、「停止・廃止年月日」を「廃止年月日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定（「よつて」を「よつて」に改める部分を除く。）及び同条第2項の改正規定（「よつて」を「よつて」に改める部分を除く。）並びに第1号様式の改正規定（

「ホテル 旅館 簡易宿所 下宿」を「旅館・ホテル 簡易宿所 下宿」に改める部分に限る。）は、平成30年6月15日から施行する。

国民健康保険法施行条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第45号

国民健康保険法施行条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、国民健康保険法施行条例（平成30年沖縄県条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（協議会の委員の任命等）

第2条 条例第3条に規定する沖縄県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員は、知事が任命する。

2 協議会の委員は、再任されることができる。

3 協議会の会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 協議会の会議は、会長が招集し、条例第4条各号に掲げる委員がそれぞれ1人以上出席し、かつ、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

7 協議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

8 協議会の庶務は、保健医療部国民健康保険課において処理する。

9 その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（納付金の算定等）

第3条 知事は、毎年度、各市町村ごとに条例第6条の規定により徴収する国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の額を算定するものとする。

（知事が定める数の告示等）

第4条 知事は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下この条において「政令」という。）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数を定めたときは、これを告示するものとする。

3 政令第13条第1号の県が定める額は、同号イに掲げるものとする。

4 政令第13条第2号の県が定める額は、同号イに掲げるものとする。

（納付金の額の通知）

第5条 知事は、第3条の規定により納付金の額を算定したときは、これを各市町村に通知するものとする。

（納付金の徴収の方法）

第6条 知事は、各市町村から納付金を徴収する時期及び額を定めたときは、納入通知書を各市町村に送付するものとする。

(補則)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(最初の協議会の招集)

2 この規則の施行の日以後最初に招集すべき協議会の会議は、第2条第4項の規定にかかわらず、知事が招集する。

沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第46号

沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例（平成28年沖縄県条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基金事業貸付金の借入れの申込み)

第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第81条の2第1項第1号に掲げる事業に係る貸付金（以下「基金事業貸付金」という。）の貸付けを受けようとする市町村は、貸付けを受けようとする会計年度の12月末日までに、基金事業貸付金借入申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 基金事業貸付金額計算書（第2号様式）

(2) 基金事業貸付金償還計画書（第3号様式）

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第3条 知事は、前条の規定により提出された基金事業貸付金借入申請書等を審査し、貸付けを適当と認めたときは、貸付け及び貸付額を決定し、貸付けを受けようとする市町村に通知するものとする。

(基金事業貸付金の貸付け)

第4条 前条の規定により貸付けの決定を受けた市町村が基金事業貸付金の貸付けを受けようとするときは、基金事業貸付金請求書（第4号様式）及び借用証書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の基金事業貸付金請求書及び借用証書を受領したときは、速やかに基金事業貸付金を貸し付けるものとする。

(償還)

第5条 前条の規定により貸付けを受けた市町村は、貸付けを受けた年度の初日の属する年の4年後の年の4月1日の属する年度の末日までに償還しなければならない。

2 県は、貸付けを受けた市町村が災害その他特別の事情により償還に要する費用に充てる財源の確保が著しく困難であると認めるときは、貸付けを行う年度の初日の属する年の7年後の年の4月1日の属する年度の末日まで償還期限を延長することができる。

3 償還された基金事業貸付金は、沖縄県国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の定めるところにより、沖縄県国民健康保険財政安定化基金に積み立てるものとする。

4 貸付けを受けた市町村は、各年度の償還期日までに償還を行わなかったときは、当該償還期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、未納の額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を県に納付しなければならない。

(償還期限の延長)

第6条 貸付けを受けた市町村は、前条第2項の規定により償還期限の延長を求めるときは、償還期限の20日前までに、基金事業貸付金償還期限延長申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(任意の繰上償還)

第7条 貸付けを受けた市町村は、基金事業貸付金の全部又は一部を任意に繰り上げて償還することができる。

2 貸付けを受けた市町村が、前項の規定により基金事業貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還しようとするときは、繰り上げて償還しようとする日の20日前までに、基金事業貸付金繰上償還申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（借入台帳の整備）

第8条 貸付けを受けた市町村は、基金事業貸付金の借入に係る台帳を整備しなければならない。

（基金事業交付金の交付の申込み）

第9条 法第81条の2第1項第2号に掲げる事業に係る交付金（以下「基金事業交付金」という。）の交付を受けようとする市町村は、交付を受けようとする会計年度の12月末日までに、基金事業交付金交付申請書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 基金事業交付金額計算書（第9号様式）
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第10条 知事は、前条の規定により提出された基金事業交付金交付申請書等を審査し、交付を適当と認めたときは、交付及び交付額を決定し、交付を受けようとする市町村に対し通知するものとする。

（基金事業交付金の交付）

第11条 前条の規定により交付の決定を受けた市町村が基金事業交付金の交付を受けようとするときは、基金事業交付金請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の基金事業交付金請求書を受理したときは、速やかに基金事業交付金を交付するものとする。

（各市町村から徴収する拠出金の額）

第12条 条例第3条第2項の規定により各市町村から徴収する財政安定化基金拠出金（以下「拠出金」という。）の額は、各市町村ごとに、拠出金を徴収する年度における第1号に掲げる額に当該年度における第2号から第4号までに掲げる数を乗じて得た額とする。

- (1) 条例第3条第2項に規定する県が市町村から徴収する拠出金の額の総額
- (2) 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第9条第1項第2号の規定により算定した数
- (3) 政令第9条第1項第3号の規定により算定した数
- (4) 政令第9条第1項第4号に規定する数

（拠出金の徴収の方法）

第13条 前条の規定により算定した各市町村から徴収する拠出金の額は、当該拠出金に係る基金事業交付金の交付を行った年度の翌々年度において、政令第8条に規定する国民健康保険事業費納付金の額に加算して徴収するものとする。

（貸付金又は交付金の額の減額等）

第14条 知事は、基金事業貸付金の貸付け又は基金事業交付金の交付を受けようとする市町村が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該市町村に対する基金事業貸付金若しくは基金事業交付金の額を減額し、又は貸付け若しくは交付を行わないことができる。

- (1) 基金事業貸付金又は基金事業交付金の額が不当に過大に見込まれていると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により、基金事業貸付金の貸付け又は基金事業交付金の交付を受けようとしたとき。
- (3) この規則に規定する貸付け又は交付に係る手続を怠ったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、知事が必要と認めるとき。

2 知事は、基金事業貸付金の貸付け及び基金事業交付金の交付を受けた市町村が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該市町村に対する基金事業貸付金の全部若しくは一部を繰り上げて償還させ、又は基金事業交付金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 前項第1号から第3号までのいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 基金事業貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用し、又は基金事業交付金を交付の目的以外の目的に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が必要と認めるとき。

(報告及び調査)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、基金事業貸付金の貸付け又は基金事業交付金の交付を受けた市町村に対し、基金事業貸付金又は基金事業交付金に関する事項について報告を求め、又は関係書類等を实地に調査することができるものとする。

(補則)

第16条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

市町村長 印

基金事業貸付金借入申請書

沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則第2条の規定により、下記のとおり基金事業貸付金を借り入れたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 借入申請額
- 2 借入条件 沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則のとおり

第2号様式 (第2条関係)

基金事業貸付金額計算書

借入申請額 (Aの額を上限とする。)	貸付限度額 $A = E \times 1.1$		
$E = (B - (C + D))$	基金事業対象保険料必要額 B	基金事業対象保険料収納額 C	法第72条の3第1項の規定による繰入金 D

基金事業対象保険料必要額 $B = F \times G$	当該年度における当該市町村に係る保険料の必要額 F	当該年度における当該市町村に係る基金事業対象比率 G

基金事業対象保険料収納額	当該年度に当該市町村が収納した保険料の額	当該年度における当該市町村に係る基金事業対象比率	法第81条の2第9項第4号に規定する療養の給付等に要した費用の額の増加見込額その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用の額
--------------	----------------------	--------------------------	---

$C = H \times G - I$	H	G	I

当該年度における当該市町村に係る基金事業対象比率 $G = (J + K + L + M) / F$	国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額 J	財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 K	基金事業貸付金の償還に要する費用の額 L
その他国民健康保険事業に要する費用の額 M	当該年度における当該市町村に係る保険料の必要額 F		

第3号様式 (第2条関係)

基金事業貸付金償還計画書

	償還期日	償還額
1	年 月 日	円
2	年 月 日	円
3	年 月 日	円
4	年 月 日	円
5	年 月 日	円
6	年 月 日	円

第4号様式 (第4条関係)

基金事業貸付金請求書

金 _____ 円

年 月 日付け 第 _____ 号をもって貸付決定の通知を受けた基金事業貸付金として上記金額を請求します。

年 月 日

市町村長 印

沖縄県知事 殿

第5号様式 (第4条関係)

借用証書

金 _____ 円

上記金額は、次の条件で借用します。

- 1 据置期間
- 2 償還期限
- 3 延滞金の納付の方法 各年度の償還期日までに償還を行わなかったときは、当該償還期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、未納の額に年14.6パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を納付します。
- 4 その他 基金事業貸付金の運用、償還等に関しては、沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例及び沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の規定に従います。

年 月 日

市町村長 印

沖縄県知事 殿

第6号様式 (第6条関係)

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

市町村長 印

基金事業貸付金償還期限延長申請書

年 月 日付け 第 号で貸付決定を受けた基金事業貸付金の償還期限を、沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則第6条の規定により、下記のとおり延長したいので申請します。

記

- 1 借入金額
- 2 償還期限の延長を希望する金額
- 3 償還期限
- 4 延長後の償還期限
- 5 理由

第7号様式 (第7条関係)

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

市町村長 印

基金事業貸付金繰上償還申請書

年 月 日付け 第 号で貸付決定を受けた基金事業貸付金の償還について、沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則第7条の規定により、下記のとおり繰上償還したいので申請します。

記

1 繰上償還の概要

年度区分	借入年月日	借入額	繰上償還額	繰上償還期日
		千円	千円	

2 繰上償還の理由

第8号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県知事 殿

市町村長 印

基金事業交付金交付申請書

沖縄県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則第9条の規定により、下記のとおり基金事業交付金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

2 交付条件 沖縄県国民健康保険財政安定化援基金条例施行規則のとおり

第9号様式（第9条関係）

基金事業交付金額計算書

交付申請額（Aの額を上限とする。）	交付限度額 $A = E \times 1.1$		
$E = (B - (C + D))$	基金事業対象保険料必要額 B	基金事業対象保険料収納額 C	法第72条の3第1項の規定による繰入金 D

基金事業対象保険料必要額 $B = F \times G$	当該年度における当該市町村に係る保険料の必要額 F	当該年度における当該市町村に係る基金事業対象比率 G

基金事業対象保険料収納額	当該年度に当該市町村が収納した保険料の額	当該年度における当該市町村に係る基金事業対象比率	法第81条の2第9項第4号に規定する療養の給付等に要した費用の額の増加見込額その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用の額

$C = H \times G - I$	H	G	I

当該年度における当該市町村に係る基金事業対象比率 $G = (J + K + L + M) / F$	国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額 J	財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 K	基金事業貸付金の償還に要する費用の額 L
その他国民健康保険事業に要する費用の額 M	当該年度における当該市町村に係る保険料の必要額 F		

第10号様式 (第11条関係)

基金事業交付金請求書

金 _____ 円

年 月 日付け 第 _____ 号をもって交付決定の通知を受けた基金事業交付金として上記金額を請求します。

年 月 日

市町村長 印

沖縄県知事 _____ 殿

沖縄県の契約に関する条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

沖縄県規則第47号

沖縄県の契約に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県の契約に関する条例（平成30年沖縄県条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(県契約から除かれる契約)

第3条 条例第2条第1号の規則で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 公共事業の用に供する土地の取得又はその事業の施行等により事業者が生じる損失を県が補償することを約する契約
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定の適用を受ける契約

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、商工労働部労働政策課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。**附 則**

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

告 示**沖縄県告示第176号**

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第9条第3項、第5項、第8項及び第9項、第10条第3項、第6項及び第7項並びに第11条第3項、第6項及び第7項の数を次のように定め、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月30日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

区分	数
政令第9条第3項の医療費指数反映係数	1
政令第9条第5項の一般納付金所得係数	0.6116556249461
政令第9条第8項の一般納付金基礎額調整係数	0.9312901000073
政令第9条第9項の一般納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第10条第3項の後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.6420785191672
政令第10条第6項の後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999983671
政令第10条第7項の後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	0.636282513714
政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.999999953886
政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第5号

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年3月30日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する告示

沖縄県議会議員及び沖縄県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程（平成7年沖縄県選挙管理委員会告示第77号）の一部を次のように改正する。

第1号様式その2中「第1号様式（第1条関係）
その2」を「その2」に改める。

第2号様式その2中「第2号様式（第2条関係）
その2」を「その2」に改める。

第3号様式その2中「第3号様式（第2条関係）
その2」を「その2」に改める。

第4号様式その1備考4(2)中「15,300円」を「15,800円」に改める。

第5号様式備考4(1)を次のように改める。

(1) 枚数

ア 沖縄県議会議員の選挙 16,000枚

イ 沖縄県知事の選挙 145,000枚

第5号様式備考4(2)ア中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同様式備考4(2)イ中「365,000円」を「375,500円」に、「4円88銭」を「5円2銭」に改める。

第6号様式備考4(2)ア中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同様式備考4(2)イ中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

第7号様式その1（別紙）その2中「15,300」を「15,800」に改め、同様式その2中「第7号様式（第5条関係）
その2」を「その2」に改め、同様式その2（別紙）備考1(1)中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同様式その2（別紙）備考1(2)中「365,000円」を「375,500円」に、「4円88銭」を「5円2銭」に改め、同様式その3（別紙）備考2(1)中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同様式その3（別紙）備考2(2)中「26円73銭」を「27円50銭」に、「557,115円」を「573,030円」に改める。

附 則

この告示は、平成30年3月30日から施行する。ただし、第5号様式の改正規定（同様式備考4(1)の改正規定に限る。）は、平成31年3月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
---	--